

カラオケ等の使用には制限があります

大阪府生活環境の保全等に関する条例では飲食店、カラオケボックス等で使用するカラオケ等の音響機器の騒音基準と深夜における使用制限が定められています。工場等と同様に、その敷地境界線上で騒音基準を守らなければなりません。また、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置などの音響機器の使用は禁止されています。

●カラオケ等の騒音に係る規制基準(条例第84条)

時間区分 区域区分	朝	昼間	夕	夜間	深夜
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時	午後9時～ 午後11時	午後11時～ 翌日午前6時
第1・2種低層住居 専用地域	45dB	50dB	45dB	40dB	音響機器の 使用禁止
第1・2種中高層住 居専用地域、第1・ 2種住居地域、準住 居地域、市街化調整 区域など	50dB	55dB	50dB	45dB	
近隣商業地域、商業 地域、準工業地域な ど	60dB	65dB	60dB	55dB	
工業地域、工業専用 地域	65dB	70dB	65dB	60dB	
工業地域、工業専用 地域で学校・病院等 の周辺など	60dB	65dB	60dB	55dB	

●深夜における音響機器の使用の制限(条例第97条)

制限の 内容	地 域	大 阪 府 全 域
	業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して使用して営む営業
	音 響 機 器	カラオケ装置 音響再生装置 楽 器 拡 声 装 置
	使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

ただし、次の場合などは、規制の適用を受けません。

1. 音響機器等から発生する音が外部に漏れない場合
2. 地下街に立地している場合(堺市内では該当する地下街はありません。)
3. 周囲50m以内に住居、病院等がない場合
4. 土地利用状況等から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合

深夜の営業や作業には時間制限があります

●深夜における営業等の制限(条例第98条)

次のような営業等は、深夜における営業(作業)時間が制限されます。

制限の内容	規制対象営業等	*1 飲食店営業(露店等において営む飲食店営業は除く) *2 カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業(カラオケ営業) 3 遊泳場営業(屋内型は除く) 4 テニスコート営業(屋内型は除く) 5 バッティング練習場営業 6 ゴルフ練習場営業 *7 ガソリンスタンドや有料洗車場において、車両洗浄装置を使用または使用させる営業 *8 屋外の材料置場等での搬入搬出作業
	営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで(ただし、飲食店営業とカラオケ営業は午前0時から禁止)
	規制地域	第1種・2種低層住居専用地域 第1種・2種中高層住居専用地域 第1種・2種住居地域

*1・*2・*7・*8、第1種・第2種中高層住居専用地域及び第1種・第2種住居地域において営む営業または作業で、その場の主たる出入口が、国道または地方道などで知事が告示で指定する道路(指定道路)に面する場合は除きます。

その他、施行規則第74条に掲げる営業及び作業は、特例として適用除外となっています。

●罰則など(条例第99条、第114条)

午後11時以降にカラオケ装置などの音響機器を使用すること。または、午後11時以降に遊泳場営業やテニスコート営業など(飲食店営業・カラオケ営業は午前0時以降)が営まれることによって、周辺的生活環境が損なわれているときには経営者に対して警告または命令を発し、これに従わない場合には、3月以下の懲役または20万円以下の罰金が科されます。



〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市環境局環境保全部環境対策課
TEL 072(228)7474